

京都療病院創設に関する新資料

八 木 聖 弥

京都府立医科大学医学部医学科人文・社会科学教室

抄録

京都療病院の創設に関する新資料を紹介する。明治4年(1871)、明石博高によるもので、療病院創設および維持資金として桐の植樹を提案する。明石は療病院を創設するに当たって寺院の協力を仰いだ。そのため、当初は施療を基本とする福祉施設として計画されたが、実際は外国人医師による高額医療の提供であり、植樹は不要になった。なぜこのような結果になったのか、経緯を考察するとともに、その後僧侶はどのように対処したのかを論じる。

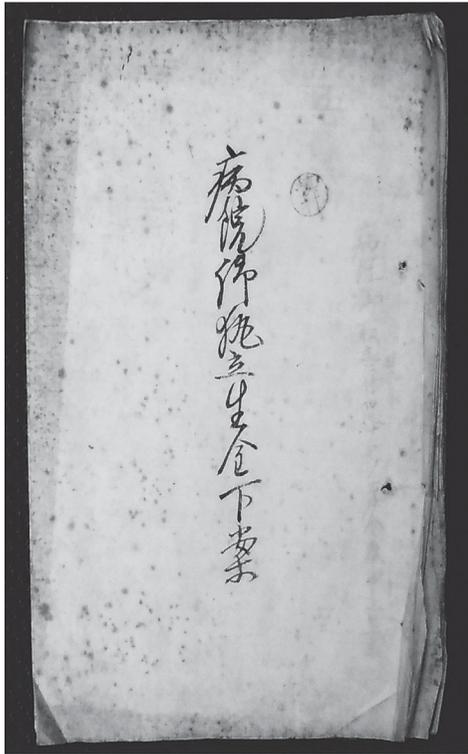
はじめに

本学の前身京都療病院が明治5年(1872)に創設されたことは周知のとおりである。創設の経緯についてはこれまで多くの論考があり、語り尽くされた感がある。関係資料についても、諸書に引用紹介されている。

そうした中で本学附属図書館が保管するものでありながら、かつて公表されたことがない新資料を発見することが出来たのでここに紹介したい。その内容は創設の理念にかかわる重要なものであり、資料的価値は高いと思われる。新しい事業を興すときは議論百出、紆余曲折があることはいうまでもない。京都療病院についても同様である。本資料もまた、創設に至るまでの試行錯誤の一つを示すと位置づけられるものである。ここに全文を掲げ、その意義について考えてみたい。

資料の概要

まず、資料の書誌的事項について記す。本学附属図書館が保管するものだが、どのような事情で持ち込まれたかは記録がなく、まったく不詳である(未登録)。体裁は和紙を二つ折りにして、こよりで仮綴じする(タテ25.6×ヨコ17.8cm)。全5丁で、す



べて墨書されている。第1丁は表紙（共紙）で中央に「病院御執立生金下案」、第2～4丁が本文で内題は「乍恐存分奉申上口書」と記す。第5丁は奥付のみで「辛未十一月」と書かれる。これは明治4年（1871）のことであろう。

表題の右肩に朱印が捺され「榎村」と読める。当時、京都府（大）参事であった榎村正直と考えると誤りなからう。内容・筆跡などから、本資料の執筆者は京都療病院を創設した明石博高と思われる。まさに一級資料と呼ぶにふさわしいものである。ただし「下案」とあるから、下書きであろう。表紙や第5丁の裏には書き損じも見られる。しかし、榎村の押印もあるので、単なる腹案というものでもない。

以下、資料の全文を掲げる。適宜句読点を施し、漢字は通用の字体に変えた。難解語句には注を付した。

【表紙】

⑨（榎村）

病院御執立生金₁₎ 下案

【本文】

乍恐存分₂₎ 奉申上口書₃₎

今般病院御執立ニ相成、救済病苦ノ御仁政一天四海ノ広慶、何事力是ニ過ヌ。御仁政ハ中庸ナリ。若シ過不及アレハ、徒タ益キナキノミニ非ラス。猶ヲ苗ヲ養フノ水過レハ之ヲ損シ、足サレハ枯スカコトシ。又食ハ身ヲ養ヘトモ、過レハ之ヲ苦メ、足サレハ饑ルカコトシ。万事中ナラサレハ必ス損アリ。仁水モ過レハ物ヲ害シ、智火モ過レハ物ヲ害シ、勇風モ過レハ物ヲ害シ、三徳足サレハ亦タ物ヲ害スコトアリ。是ヲ以テ君子ノ世ニ於ケルヤ能ク好シ能ク悪シ能ク褒シテ能ク貶シ能ク喜ヒ能ク怒リ能ク哀シ能ク楽ム。千状万般其ノ之ク所ニ随テ自得セサルコト無シ。夫レ智仁勇ハ達徳ナリ。

一トシテ斯ヲ齊セサルハナシ。仏ハ之ヲ般若慈悲方便⁴⁾ト曰ヒ、神ハ之ヲ明鏡靈璽審劍⁵⁾ト曰ヒ、其名異ナリト雖モ、尙ニ是レ三徳猶ヲ梵漢言異ニシテ義一ナルカコトシ。般若明鏡ハ善ク好悪ヲ正ス。即チ是智万物ノ明徳ヲ明ニスルナリ。慈悲靈璽ハ善ク淑慝⁶⁾ヲ潤ス。即チ是万物ノ品位ヲ新ニスルナリ。方便審劍ハ善魔賊ヲ降ス。即チ是レ勇万物ノ至善ニ止ルナリ。善ク此ノ三徳ヲ具スル者ヲ聖尙仏ト曰、神ト曰ヒ、是ヲ以テ神仏聖賢ハ好スレトモ其悪キヲ知り、悪スレトモ其好ヲ知り、恵メトモ之ヲ刑シ、刑スレトモ之ヲ恵ミ、威アツテ猛カラス。富テ驕ラス。貪メ諂ハス。賊レトモ憂ヘス。貴ケレトモ喜ハス。苦メトモ哀マス。窮スレトモ乱レス。敬スレトモ僻セス。恐レトモ辟セス。言フトキハ私無シ。行フトキハ曲ツコト無シ。教ルトキハ倦コトナシ。学フトキハ厭フコト無シ。猶ヲ水ノ道ニ随テ行テ定相無キカコトシ。夫レ近来西洋人舶来シテヨリ専ラ窮理ノ学海内ニ広流ス。然リト曰ヘトモ、其可信旨ハ修身齊家治國平天下、皆是衣食住ノ三法ニスキス。之ニ依テ之ヲ見ルトキハ家々人々常ニ職業無寸陰、山々野々更ニ無遊地、智仁勇三徳ノ氣運ヲ以テ士農工商廻首⁷⁾之時到レリ。是全ク御仁政ノ化也。此時ニ当テ僧侶ノミ金石木仏ノ如ク我レハは無為ノ客ト曰テ觀座タルニ非ス。愚者ノ千慮ハ井蛙管見ノ笑ヲカヘリミス。国益遠近ノ一慮ヲ生ス。謹ミ敬テ是ヲ高見ニ捧コトヲ希願者ナリ。夫国内ノ寺院ノ墓所ハ、君臣父子兄弟恩愛ノ情難忘之良場也。之ニ植ルニ桑ヲ以テスレハ好シ。ケレトモ是梵林菩提場不殺場也⁸⁾。依テ是ニ植ルニ桐ヲ以テスレハ、春ハ新緑喜月、夏ハ其葉冷傘ト成テ人ヲ喜ハシ、秋ハ落葉ト成テ無常ヲ感シ、冬ハ日光ヲサマタケス。十年ノ後ニ至テハ一本ニ付、其益金凡尙兩也。黒谷山中⁹⁾ニ石塔四万本有余ト承リ候。然ハ桐四万本ハ大丈夫植ラレル也。十ヶ一ヲトレハ四千本也。此益金年々四千兩¹⁰⁾也。然者即、山城國中ハ不申及、一天下之寺院、其数廣大無辺也。然者国益金モ又廣大無辺也。何ソ病院御執立永続金不足有ランヤ。猶アマリ有リ。余日政テ窮理算数敬テ奉高覽度候、以上。

辛未十一月

【注】

- 1) 執立は設立すること、生金は現金のこと。つまり設立運営資金。
- 2) 思い、考え。
- 3) 口上書のこと。本来、口書（くちがき）は、江戸期の裁判で武士以外の者の口述記録を指した。武士は口上書。明石は士族ではないので、口書としたか。京都府に対して建言する目的でまとめたと思われる。

- 4) 般若は智慧、慈悲は相手の悲しみを慈しむこと。すなわち楽を与え苦を除くこと。方便は真実の教えを導くための便宜的な手段のこと。
- 5) 明鏡・靈璽・審剣（宝剣）合わせて三種の神器。
- 6) 善悪のこと。
- 7) 顧みること。
- 8) 桑がなぜ殺生に通じるか不明。あるいは蚕との関連か。
- 9) 金戒光明寺（京都市左京区黒谷町）。
- 10) 明治4年の新貨条例で1両は1円となった。1円は現在の約2万円（米価換算）。内容を要約すると、以下のとおりである。
 - ①病院の創設は、病苦を救済する仁政である。
 - ②仁政は中庸を旨とする。
 - ③儒教の智・仁・勇は、仏教の般若・慈悲・方便、神道の明鏡・靈璽・審剣に相当し、これをまとめて三徳という。三徳を備えた存在が聖賢・仏・神である。
 - ④西洋人が窮理の学を広めたが、人倫の基本は衣食住にある。
 - ⑤僧侶もまた国益のために協力すべきである。
 - ⑥寺院に桐4万本植え、毎年4千本ずつ伐れば4千両の収益になる。
 - ⑦これを全国に広げれば莫大な病院運営資金になる。

本資料の意義

薬舗商に生まれた明石博高は新宮涼閣に学び、蘭方医たちと京都医学研究会を興した。慶応4年（1868）、彼らは錦小路頼言に建言して病院設置を訴えた。やがて京都御苑内の施薬院三雲宗順邸が払い下げられ、明石はここで医務に携わる。当初は外国人医師を招いて最先端の医学を広めるつもりであったが、岩倉具視が時期尚早であると異議を唱えて沙汰止みとなった。

明治4年2月、明石は改めて外国人医師による病院設置を京都府に上申した。府は資金不足などを理由に却下したが、明石は岡崎願成寺住職の与謝野礼巖に協力を要請した。そして礼巖と慈照寺住職・佐々間雲巖、禅林寺住職・東山天華の3名が発起人となって再度府に出願した。資金は「勸諭方」を設けて募ることで許可が得られた。同年10月、いわゆる療病院建営の告諭が出される。

初メ本府、夙ニ人民保全ノ朝旨ヲ体シ、為メニ療病院ヲ府下ニ建設シ、広ク人民

ノ病患ヲ救済セント欲シ、商議スル事日アリ。而シテ良医ノ得易スカラザルト資本ノ備リ難キトヲ以テ、未ダ手ヲ着スル能ハズ。是ニ至テ府下有志ノ徒、往々金穀器具ヲ献ジ建院ヲ望請シ、大ニ府意ト冥投シ、事機失フ可カラザルヲ以テ、乃チ具サニ府旨ヲ管内ニ曉諭シ、官民協力函ニ之レヲ經營セン事ヲ期ス。告諭ニ曰ク、

療病院ヲ建営シ広く衆庶之病難ヲ救フハ、人民御保全之御趣意ヲ遵奉スル一端ニシテ、今日可務之急タリタリ。開府以来其議ヲ尽ストイヘドモ、良医ノ其任ニ堪ルヲ得ザルト費用之莫大ナルヲ以、イマダ举行フ事ヲ得ズ。然ル処、此頃別紙之通、入費ヲ助ケ、速ニ療病院建営之儀願出ル向有之。其志可感賞事ニ付、近々世界ヲ穿鑿シ良医雇入、療病院創業ニ及ブベシ。有志之輩、此志ヲ躰シ官民相助ケ、是ヲ成就スルニオキテハ世人ノ為メ其功業実ニ莫大ナルベシ。

まず注目すべきは、府が「人民保全ノ朝旨ヲ体シ」と謳っていることである。これは明治天皇が「五箇条の御誓文」に続けて勅語「我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。」をうけての文言である。勅語は新政府の目的が国民生活の安定にあると述べたものであり、これを天地神明に誓ったのである。府は維新後疲弊著しい京都において、天皇の趣旨に沿った事業を始めることを前面に押し出し、もって府民の協力を仰ごうとしたのである。

そして、11月10日に明石は療病院掛に任命された。本資料はまさにその直後に起草されたと思われる。冒頭に病院設立が「御仁政」の最たるものであると説き起しているのも、こうした事情があつてのことである。病院の名称については、榎村正直から「京都ホスピタル」または「京都病院」にすべきとの提案もあつたが、発起人は聖徳太子にちなむ「療病院」を強く要望した。間に入った明石は、赤十字にあやかり黒十字の徽章を掲げる一方で名称は「京都療病院」にすることにして、両者を納得させた（『京都医事衛生誌』第169号、1908年4月および田中緑紅『明治文化と明石博高』明石博高翁顕彰会、1942年）。本資料執筆の段階ではすでに「療病院」と決定済みであり、それが他ならぬ明石自身によってなされたにもかかわらず、当人が「病院」と表記するのはいささか不審である。

その上で「仁」を第一とする三徳について筆を進めている。儒教でいうところの智・仁・勇は、仏教の般若・慈悲・方便、神道の明鏡・靈璽・審剣に相当すると述べる。

そして、いずれも中庸が肝心であるとして、すべてを円満に備えた存在が聖賢・仏・神であり、ひいては今上天皇である。そして、今まさに天皇による仁政が病院設立によって具現化しようとしていると位置づけるのである。事実、新政府は府に対して勸業基金 15 万両と産業基金 10 万両を交付している。

さらに西洋人が来日して窮理学を広めるようになっても、修身齐家治国平天下すなわちまずは自分の行いを正しくし、次に家庭をととのえ、次に国家を治めて天下は平らぐが、その基本は衣食住にあると述べる。仁政がおこなわれているからこそ、たえず仕事があり、遊閑地がなく、万民に光が当たるとたたえている。いいかえれば、西洋医学は何ら仁政を疎外するものではないということである。本来、明石の目的は外国人医師による西洋医学の導入であった。しかし、あえて西洋医学の宣揚を封印し、仁政を標榜した。ここに西洋医学ないし外国人医師に対する忌避感情を緩和させようとする意図が読み取れる。

資料後半は病院運営資金としての植栽計画について述べている。まず、仁政にあつては僧侶も協力すべきであるとした上で、墓所は儒教の恩愛にも矛盾しない場であると規定する。桑を植えるべきところ、不殺生の場にはふさわしくないとの理由で桐に変更するという。桑が殺生につながるというのは、養蚕からの連想であろう。たしかに蚕をゆでて生糸を紡ぐのは殺生である。しかし、たとえば滋賀県の桑実寺では定恵和尚が唐から持ち帰った桑の実を境内に植えて養蚕を始めたという。また、京都の建仁寺にも桑の碑があり、栄西の『喫茶養生記』には五種の病（飲水病・中風・不食・瘡病・脚気）の治療薬として桑を挙げている。そして「桑樹は妙薬であり、諸仏菩薩の樹」とたたえ、服用法を細かく紹介している。これらのことから、桑は必ずしも仏教において禁すべき樹木ではない。一方、桐は主として家具の材木として用いられる。民間では樹皮や葉が腫れ物などの治療薬として利用された。薬舗商出身の明石としては、なじみのある植物であったと思われる。

維新直後、東京府では武家屋敷の跡地を開墾して桑畑・茶畑とする「桑茶政策」がおこなわれた。いうまでもなく、桑は輸出品として高値で取引された生糸を生産するためには必須であった。茶もまた同様である。養蚕や製茶を奨励することによって外貨を獲得しようとしたのである。

京都府では明治 3 年（1870）7 月、榎村が東上して太政大臣三条実美に提出した『京都府施政の大綱に関する建言書』において養蚕および製茶について触れている。「前

途ノ目的」第二に「尽ク無用ノ地ヲ開テ地産ヲ盛ニス可シ」といい、第四に「職業教授場ヲ開キ遊民ヲ駈テ職業ニ基カシムル事」というのは、具体的には養蚕・製茶を指している（京都府編『京都府百年の資料』1 政治行政編所収、京都府、1972年）。この方針により二条城前などの各地に桑や茶を植えている。とりわけ注意すべきは、窮民授産所門前に桐・桑・茶を植栽したという事実である（『京都府史』第1編第6号、政治部勸業類4）。同年11月、府は中立売通智恵光院西入松屋町に無籍の窮民を集め、油絞・蠟燭製・諸紙類漉立・鞋（わらじ）・縄・織物類・団扇製造・諸指物器具製作・搗米・蚕業・裁縫の指導をおこなった。

養蚕については同年2月、民部省から養蚕仕法書が届いた。これをうけて同年3月20日、山城国中に仕法書を布告し、その可否などを7月までに申し出させた。4月になると、物産引立所で養蚕業を始める（『京都府史』第1編第7号、政治部勸業類5）。翌年3月には養蚕の習熟を布告し、希望者には勸業場で指導した。

養蚕の儀は婦女子の手にてても成し易き業にて、其の利益を得る少からず。実に家を興し国を富すの良産なる処、当国に於ては是迄手馴れざる業なれば、自然不心得の処より誤て損失を致すもの有之哉も難計に付、右養方習ひたき望の者へは令伝習候条、早々勸業場へ可願出候事（『京都府史』第1編第11号、政治部勸業類提要および京都府編『京都府誌』上、京都府、1915年）。

そして、4月には窮民授産所に模範養蚕場（養蚕教授仮場ともいう）を設け、華士族および平民の婦女子に栽桑・養蚕・製糸をまとめて伝授した。信州上田産の蚕種を購入し培養したという（『京都府史』第1編第7号、政治部勸業類5）。

製茶は古来南山城で盛んだったが、明治4年には輸出を奨励し、物産引立総会社（明治3年7月、物産引立所から改称）と提携してアメリカやイギリスに販売した（『京都府史』第1編第6号、政治部勸業類4）。桐は殖産興業と直接関わるものではない。授産所での職業指導に諸指物器具製造があるからであろう。

授産所の桑などは門前の「隙地」に植えられたというから、本格的な産業とはほど遠い。あくまで授産者への職業指導の材としてのことであつた。授産所の維持運営費は「浮業遊所」への課税で支弁することになっていた。しかし、翌年10月には療病院のために遊所への課税を振り替えている。それを見越しての方策であつた可能性もあろう。授産所は他ならぬ明石の開設にかかるからである（田中、前掲書）。いずれにしても、新施設開設に伴って植栽するという意味においては、何らかの示唆を与えた

と考えてよかろう。

病院設立に向けて、最終的に桐を植栽する予定を立てた。桐は四季に応じて府民の心身に潤いを与えるとした上で、10年後には1本あたり1両の収益をもたらすという。4万本を植え、毎年十分の一の4千本ずつ伐採すれば4千両の利益が出る。そして、これを全国の寺院に広げれば、病院の維持運営費は余剰が生じるほどであると試算する。京都には本山が多いので、各地の末寺に協力させようとしたのである。

明治4年10月の段階で、一部寺院から金員や建物の寄付が始まっていた。府は官民協力して療病院を設立すべく、府下の寺院や医師をはじめとする府民に献金を呼びかけた。前記のとおり、窮民授産所への冥加錢を療病院に振り替えている。これらは建設費であり、これとは別に医師に対しては病院維持費として毎年1円の負担を義務づけた。一方でレーマン・ハルトマン商会を通じてドイツ人医師を招く交渉がなされ、ライプツィヒ大学教授会の推薦でヨンケルが選ばれた。

明治5年9月7日、ヨンケルは木屋町通二条下ル上樵木町の宿舎に到着し、15日から診療が始まった。11月1日からは栗田口青蓮院の仮療病院で診療と教育がおこなわれる。ヨンケルには月俸500円、数名の医員にも1人月50円が支払われた。他の職員の給料や医療機器・薬種代なども必要であった。明治12年(1879)の段階で、歳出は約42,000円であった(京都府立医科大学編『京都府立医科大学八十年史』同大学、1955年)。桐の売却益だけでは、どうていまかなえない額である。そもそも植栽を全国規模でおこなうのは無理があろう。

発起人に名を連ねた僧侶たちは、療病院の運営方針をどのように考えていたのであろうか。廃仏毀釈の嵐が吹き荒れ、上知令によって厳しい財政を強いられる中、明石の計画に協力したのは、この病院が多くの府民に最先端医療を無償提供すると考えたからであろう。療病院という名称にこだわったのも、そのためであった。本来療病院は仏教に基づく慈善事業である。そもそも明石自身、患者には経済的負担をかけない方針であった。

勸業費の如き生産的のものは市民に賦課するを得れども、病院の如き慈善的のものはその費用を市民から徴収する訳に行かぬ。最も事業の性質上強ひて市民に賦課せられない理由はなけれども、勸業上の事業を起すに就ては市民の財力を涸渇せしむるの不得策なるを知るものから、市民には一文の経費をも賦課せず。寄附を以て病院を建設せんと計画をしたのである。其処で我輩は榎村知事にこのこと

を談すと、知事は一文なしで病院を建てるといふのは空中楼阁じゃ、それとも何ぞ良法があるのかと尋ねられたので、我輩は膝を進ませて「それには良法がある。京都には各宗の本山があつて、僧侶は飽食暖衣して生活をいたして居る。であるからこの僧侶を利用して尽力せしめたならば成就するだらうと思ひます。病院は元と慈善事業で光明皇后の施療院は申す迄もなく、古来の各僧善智識にして病院類似のものを設けて病苦に悩むものを助けた例は数ふるに違がない位、依つて僧侶の慈悲心に訴へたならば、ヨモヤ否とは申すまい。今日の形勢では仏法も衰滅に近づいて、寺院は遠からず廃絶すべければ、万事は私が引受けて遣りますと熱心に述べたので、榎村知事も手を拍つて、それは妙案、一つ遣つて見給へと賛成せられたのである（『京都医事衛生誌』第169号、1908年4月）。

僧侶は飽食暖衣して生活をしているので利用するとは政略的で無礼極まりないが、偽らざる本音であろう。設立資金および運営維持費を寄付でまかなうこと、病院は慈善事業であり府民には一切賦課させないことを明言している。だからこそ仁政を謳い僧侶に協力要請をしたのであり、それが絶対的な前提であったことを物語る。一時的な寄付だけではなく、長期的な資金源として植栽を計画したのもそのためである。

しかし、9月21日になって患者から謝金（診察料）を徴収することが決定した。診療は3回まで1円、往診には毎回2円が徴収された（薬料は別途）。入院も上等で1日50銭、下等で25銭を要した（『療病院治療条則』1872年11月）。庶民にはなかなか手の届きそうもない高額である。明治6年の患者数は、外来が410名、入院は47名に過ぎなかった（『京都府立療病院第一次年報』1885年10月。以下、患者数は同書による）。建営の布告に「広く衆庶之病難ヲ救フ」と宣揚しながら、実態はほど遠いものとなっている。

すでに上樵木町での診療が始まってから決められたのは、いかにも不手際である。外国人医師に高給を支払うことは、招聘を依頼する条件に盛り込まれている。運営方針を急遽変更したからと考える他ない。同年の歳入は約43,000円で、このうち患者からの謝金と薬種代の合計は約6,700円、寄付が約33,000円である。寄付が8割近くを占めているが、患者負担分と桐の収益見込み（黒谷分のみ）とはさほど大差がない。したがって、経済的な問題が理由ではない。あるいは無償にすれば、西洋医学の価値をおとしめると考えたのかもしれない。明石は栗田口解剖場で人体解剖を医師らに公開した際も、25銭を徴収している。ヨンケルが無料診療に難色を示した可能性も否定

できないであろう。

ただ、植栽提案から開業まで約10か月間ある。もし提案が採択されていれば、植栽が始まってもおかしくはない。しかし、その形跡はまったく記録に残らない。明石は黒谷山中に石塔が4万本あるので、同数の桐を植えるというが、石塔と桐では必要とする面積が異なる。明石にしては、いささか無謀な計画であったといわざるを得ない。あれこれ逡巡している間にヨンケルの診療は始まり診察料を徴収することになって、結果的に植栽は見送られたと思われる。

一方、僧侶たちはある意味面目を失う形となった。仏徒が府民に違約して営利事業に手を貸したとなれば、厳しい批判も予想される。そこで栗田口仮療病院開業の数日後、改めて府に以下の建白書を提出するのであった。

人ノ憂患ハ疾病ヨリ大ナルハ莫シ。人々ヲシテ皆疾病無ラシメバ学問ヲ勉強シ、産業ヲ勤勞シテ富国ノ本立ン。然リトイエドモ衆人ノ中、無告ノ窮民ナル者アリテ、治療ヲ欲スレバ貧窶ナリ。撫養ヲ欲スレバ孤独ナリ。此ノ如キノ類ハ憂患ノ中、亦憫ム可キ者ナリ。今ヤ 聖神上ニ在テ数 勅ヲ下シテ民間ノ疾苦ヲ問ヒ玉フ。是ニ於テ有志ノ徒 聖旨ヲ奉ジ貧困孤独ノ為メニ施療施薬ノ道ヲ開ント欲シ、連署シテ建白ス。其書ニ曰ク、

夫療病院ヲ嚆矢シ人生万憂ノ最大タル疾病ノ悩苦ヲ救助スルヤ、最国家必需人民保護ノ方法ナリ。万性ヲシテ身体健康ナラシメバ自然ニ職務勉強産業繁盛ナラン。此夙ニ富国饒民ノ大基礎ナルカ。今政化日新ノ際ニ膺リ孰レノ善事良法カ之ニ如シ。実ニ蓋世ノ仁典ナリ。然リ。而シテ今本院行フ所ノ事業上ニ就テ一段ノ補事アリ。所謂施療施薬ナリ。夫貧病ヲ救助スルノ事理タル、苟モ政体上ニ於テハ天下ニ無告ノ窮民無シトイヒテ可ナリ。縦令有モ之ノ救ハバ却テ人民ヲシテ遊手徒殍ノ弊ニ流レシメ、日進開化ノ政教ニ妨アラン事必然ナラン。故ニ本院ノ定則ニ施療施薬ノ設ナクシテ無告窮民ノ病苦ハ棄テ顧ミザルニ似タリ。然バ此ニ臻テ人命保全ノ 朝旨ニ逕庭シ、文明新民ノ公仁ヲイカンセン。将亦之ニ施サントスルトキハ充ル所ノ資本何ヲ以テ調度センヤ。深ク為ニ苦慮スル所以ナリ。因テ希フ過日布告アリシ品物ヲハ問ズ、人ニ施スニ志有ル者ハカノ施薬ノ資勸諭所へ持来テ其事ヲ謀レト。更ニ之ヲ管下ニ布令シ、且諸所ニ高札ヲ建テ掲セバ有志悦服シテ其事成ルニ至ラン。是他ナシ広ク其財ノ出ル途ヲ開クト。其持来テ献納スル事状ノ輕易トニ有ノミ。故ニ拙等此ニ従事セバ

更ニ勉テ其旨ヲ勸諭弁説セン。既ニシテ其ガ為ナラバ寺院ノ有志モ微シク出財ノ兆萌無ニシモアラズ。一人出ス所ハ些少ナレドモ之ヲ集聚スルトキハ其費ニ適當セン。故ニ今企望スル所ハ新タニ貧病院ヲ興スニ在リ。然リトイエドモ之ヲ反顧スルニ、本院開業以来未ダ数日ナラザレバ貧院ノ設亦難シトセン。故ニ先施薬ノ方ト其費用ノ由テ生スル所以ノ途ヲ開キ、涓滴漸ク川河トナルノ日ニ至テ貧病院ヲ興サバ、是源深クシテ流遠キニ至リ貧病疾苦ノ窮民其沢ニ潤フヘシ。是拙等病院ニ従事シテ国ノ為ニ人命ヲ重ズルノ微志ナリ。是ニ於テ同志協議シテ寅テ連署以テ上言ス。切ニ乞フ、照諒シテ采納シ親シク施療施薬ノ基本勸諭ノ義 許可ヲ賜ハン事ヲ。誠恐誠惶頓首敬白

慈照寺	佐々間雲巖	鹿苑寺	伊藤貫宗
願成寺	与謝野礼巖	養清軒	棕野心由
蟠桃院	积宙方	前法金剛院	法護
興聖寺	斎藤龍閑		

（『京都療病院新聞』第2号、1872年）

療病院の事業を補う意味で「貧病院」を設け、「無告ノ窮民」（苦しみを告げることが出来ない生活困窮者）に施療施薬をすべきであると主張する。彼らを救済せずして仁政とは呼べないという趣旨であり、発起人らにとって療病院の運営方針がいかに意に満たないものであったかを暗に語っている。一方で、療病院開業直後なので資金繰りが困難であることも承知しており、まずは施薬から始めたいとも提案する。

翌明治6年（1873）1月、府はこれに対して協賛する意向を示した。「先般陰徳有志ノ輩追々献金速ニ療病院ヲ建設シ、広濟利民ノ基礎ヲ立候。段府下一般ノ幸福ト謂フベシ。然レドモ外国教師雇入レ諸器械新調等、多分ノ費用アリテ未タ施療施薬ノ事迄ニ行届カズ。遺憾ノ至ナラズヤ。」と弁明し、南陽軒（寺町通四条下ル大雲院内）・先求院（知恩院山内）・本願寺（門内旧番所）・大超寺（一条通千本）に勸諭所を置き、有志者の醸金を募ることにした。ただし、貧病院の名は使わず、施薬院としている（『京都府史』第1編第39号、政治部衛生類1）。施薬院もまた聖徳太子の四箇院の一つであり、両院並立させるつもりだったのであろう。

しかし、これも結局は実現することはなかった。主因はやはり資金不足である（八木聖弥「幻の施薬院」『醫譚』復刊99号、2014年）。府内の寺院や個人は、療病院のために献金したばかりである。医師もこれから毎年1円を投じなければならない。重

ねて寄付することは容易ではない。さらに今回は明石が参画していない。僧侶のみで医師や薬剤師の手配、あるいは医療器具などの準備は困難であろう。

もっとも同年9月、療病院では院内に貧病室を設けることにした（『京都府史』第1編第39号、政治部衛生類1）。ただし、貧病室は貧病者の救助を目的としたものではない。ヨンケルが生徒に対して実地に指導する際、貧病者を「学用患者」と位置づけ、在来の部屋を区分して利用したに過ぎないのである。治療に当たっては貧富の差がないことを患者に伝えるとしているが、治療費は免除されていた可能性が高い。いまだ社会全体で困窮者を扶助するところまで成熟していなかったともいえよう。同時に貧病者が医学の進歩に多大な寄与をしたことも忘れてはなるまい。

明治7年（1874）4月、『療病院治療条則』を改正して、入院は1日23銭5厘、診察料は管内の患者が随意、管外は初診が200匹（50銭）で2回目以降は随意とした（いずれも薬料は別途）。管内外で料金体系を分けたのは、創設に尽力した府民への配慮であろう。随意とは各自の収入や意思に応じて決めてよいということであり、患者にとっては垣根が低くなった。この年の患者数は、入院が69名、外来が1,192名と大幅に増加している。

明治13年（1880）7月、療病院が梶井町に新築移転されると、翌月にはさらに条則を改正して、入院は管内患者の一等が1日34銭4厘（管外は45銭5厘）、二等が18銭8厘（同25銭5厘）で、診察料は管内が随意、管外は初診が50銭、5回ごとに50銭と定めた（いずれも薬価は別途）。実質値下げをしたに等しく、この年の患者数は入院が368名、外来が4,202名に伸びている。なお、診察料が再び定額化するのは明治34年（1901）4月のことで、2か月間30銭となった。仮に10回診察を受けたとして、1回3銭である。明治初年から物価は約2倍に上昇している中で、きわめて格安の設定となっている。また、管内外の区分を廃し、往診料や入院料を細かく設定した。もはや西洋医学は特別のものではなくなった。

こうして京都療病院は、名実ともに府民による府民のための病院に成長していく。明治8年（1875）4月、移転を前に府民が運砂（すなもち）と称して地ならしに奉仕したのも、病院が身近な存在であることを示すであろう。人々は男装・女装をして「いいじゃないか、いいじゃないか、りやんと、りやんと」と唱えながら踊り、笛や太鼓などの鳴り物が入り、意匠を凝らした屋台まで出て多くの見物人を集めた。これを見たヨンケルは、大いに感心して病院の盛業を確信したという（菊池純『西京伝新記』

第4編、1877年)。しかし、貧困者に関しては、なお対象外であった。

開業医安藤精軒が頼山陽旧跡の水西荘（山紫水明処）に治療場を設け施療を開始したのは、療病院移転の翌年5月であった。その後、治療場は移転を繰り返し、名称も施薬院に改めた（八木聖弥『近代京都の施薬院』思文閣出版、2013年）。精軒自身、療病院の当直医であるが、仏教界の無念に思うところがあったのであろう。華々しい療病院の新築が、地道な施療への原動力の一つであったことは否定し得ないと思われる。

明治27年（1894）11月、京都医会（京都府医師会の前身）は「京都府療病院ヲ施療病院トナスノ調査案」をまとめた。そこでは療病院が創設の際多くの寄付を得ているのに、本旨を忘れて営利主義になっていると批判した（『京都医事衛生誌』第9号、1894年12月および高橋実編『京都市医師会五十年史』京都市医師会五十年史編纂部、1943年）。すぐに改めることは困難でも、まずは施療患者を増加させ、そのかわりで自費患者を取り扱うべきだと主張したが、聞き届けられることはなかった。

この提案は前年4月に設立した大日本医会の決議に影響を受けている。同年11月に開かれた第1回大会で、官立医学校附属病院および公立病院を施療病院とするよう文部大臣・帝国議会に請願した。医学教育の完全を期するためであるとし、学生の実地研究に施療患者をあてるという（大日本医会編『大日本医会第一回報告』同会、1894年）。官立は国庫、公立は地方税でまかなうとのことであるが、いずれも財源に余裕はなく直ちに実現することはなかった（社会事業研究所編『近代医療保護事業発達史』上巻総説篇、日本評論社、1943年）。

まとめ

京都療病院は明治天皇による仁政の一環と位置づけられ、患者に経済的負担をかけない慈善事業として計画された。主だった寺院はこの趣旨に賛同し、広く喜捨を求めて尽力した。まさに近代の勸進である。運営資金はすべて寄付でまかなわれるはずであった。本資料はこうした趣旨を前提としつつ、さらに全国の寺院に桐を植栽し、その売却益を維持費に充てる予定であったことを示す。

しかし、開業直前になって患者から診療費を徴収することが決まり、植栽は見送られた。多くの府民にとって、療病院は手の届かない存在になった。西洋医学の恩恵にあずかることができたのは、一部の特権階級の人々が中心である。保険制度がなく、

すべて自費診療であった時代、このような格差はさほど疑問視されなかったのかもしれないが、療病院の名にそぐわないものになったのである。それでも府民は背を向けず、梶井町に新築移転されるときは労働奉仕をするなど支持し続けた。いつでも病気に苦しむ人々は、新しい医学に大きな期待を寄せる。

まもなく患者への負担を小さくして、療病院は徐々に府民のものとなっていった。明治7年(1874)、『医制』が發布されて政府は国家として西洋医学の確立を目指した。京都においては、療病院が西洋医学浸透の礎になったのである。

しかし、貧困者は埒外に置かれた。療病院設立発起人だった寺院は、貧病院の創設を企図したが、資金を確保できず頓挫する。開業医たちは療病院こそ本来の趣旨どおりに施療をすべきと訴えたが、聞き届けられることはなかった。ひとり安藤精軒は私財をなげうって施薬院を興し、貧困者の救済に立ち上がった。これまた資金難から挫折しかけたが、のち京都市が施薬院を主管することになって、ようやく医療がすべての人々に提供される体制が整うのである。

*本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。